

氏名 (法人にあっては名称)	広島市水道局
住所	広島市中区基町9番32号
計画期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
基準年度(*1)	平成30年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	上水道業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：3611)
事業の概要	広島市と安芸郡府中町及び坂町並びに山県郡安芸太田町の一部を含む123万人に水道水を供給している。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

水道事業管理者を委員長として部長級で構成する環境委員会、その下部組織であるエネルギー管理委員会をそれぞれ設置し、水道局全体で環境にやさしい水道を推進する体制を構築している。
--

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	平成31～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	46,528 t-CO ₂	43,015 t-CO ₂	7.6 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		43,015 t-CO ₂	7.6 %
目標設定の考え方	中期経営計画等の予定給水量を踏まえ目標を設定した。なお、大規模事業所等において、平成31年度からCO ₂ 排出係数が低い電気事業者と契約し、その係数に基づき算出している。		

*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。

*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a		計画期間の目標 b		削減量の対基準年度比 $((a-b)/a) \times 100$
	平成30年度		平成31~令和3年度 (平均値)		
					%
					%
					%
原単位の指標及び 目標設定の考え方					

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に八木取水場の照明機器を高効率機器に更新する。 令和3年度に八木取水場の変圧設備を高効率変圧器に更新する。

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

特になし。

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

「広島市水道ビジョン」(平成30年2月改定)の中で、「環境負荷の低減」を主要事業として位置付け、省エネルギーや資源リサイクルを推進するとともに、取組状況を分かりやすく情報提供することとしている。

5 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> 「太田川源流の森」を整備するとともに、水源かん養の重要性について啓発活動を実施する。 流域自治体との連携を図りながら水源かん養機能の保全に努める。 水道工事で発生する建設副産物や浄水場で発生する汚泥の再資源化を推進する。 広島市環境マネジメントシステムに基づき、グリーン購入などの取組を推進する。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	八木取水場
事業所の所在地	広島市安佐南区八木五丁目25番1号
事業所の業種	上水道業
事業の概要	太田川の表流水等を取水し、緑井浄水場に送水する無人の施設である。

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	平成31～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	7,116 t-CO ₂	6,497 t-CO ₂	8.7 %
温室効果ガス みなし排出量		6,497 t-CO ₂	8.7 %
目標設定の考え方	中期経営計画等の予定給水量を踏まえ目標を設定した。なお、平成31年度からCO ₂ 排出係数が低い電気事業者と契約し、その係数に基づき算出している。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に照明機器を高効率機器に更新する。 令和3年度に変圧設備を高効率変圧器に更新する。

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値の活用等)

特になし。

2 その他の取組

電力使用量を削減するため、取水ポンプの効率的な運転を引き続き実施する。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	高陽取水場
事業所の所在地	広島市安佐北区落合二丁目45番48号
事業所の業種	上水道業
事業の概要	太田川の表流水等を取水し、高陽浄水場及び瀬野川浄水場に送水する施設である。

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	平成31~令和3年度 (平均値)	$\frac{(a-b)}{a} \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	18,341 t-CO ₂	15,296 t-CO ₂	16.6 %
温室効果ガス みなし排出量		15,296 t-CO ₂	16.6 %
目標設定の考え方	中期経営計画等の予定給水量を踏まえ目標を設定した。なお、平成31年度からCO ₂ 排出係数が低い電気事業者と契約し、その係数に基づき算出している。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

特になし。

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値の活用等)

特になし。

2 その他の取組

電力使用量を削減するため、取水ポンプの効率的な運転を引き続き実施する。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	牛田浄水場
事業所の所在地	広島市東区牛田新町一丁目8番1号
事業所の業種	上水道業
事業の概要	戸坂取水場で取水した太田川の水をろ過し、市内東部地域並びに安芸郡府中町及び坂町へ給水する施設である。

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	平成31～令和3年度 (平均値)	$\frac{(a-b)}{a} \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	4,079 t-CO ₂	3,306 t-CO ₂	19.0 %
温室効果ガス みなし排出量		3,306 t-CO ₂	19.0 %
目標設定の考え方	中期経営計画等の予定給水量を踏まえ目標を設定した。なお、平成31年度からCO ₂ 排出係数が低い電気事業者と契約し、その係数に基づき算出している。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

特になし。

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値の活用等)

特になし。

2 その他の取組

特になし。
